

「南海トラフの巨大地震とその津波対策のための災害情報協議会」

活動骨子

1. 協議会を設置する

- 大規模広域の災害が発生したとき、被災地住民への災害情報や生活支援情報の提供に臨時災害放送局を活用することができる。放送を開始するには免許が必要だが、周波数に空きがある場合には申請すればただちに免許を与える「臨機の措置」があり、開局が審査のために遅れないようにする制度はできている。
- しかし、多数の臨時災害放送局が同時に開局するような事態については、まだ備えは十分ではない。臨時災害放送局の開設を、被災地全体にとって効率的、効果的、公平なものにするには、免許申請の主体となる市町村が他の市町村と協議し、総合通信局も周波数割り当てのシミュレーションや実地調査を行うといった連携が平時から欠かせない。
- 臨時災害放送局を開設するための準備は、周波数の確保だけでなく、放送機材の確保や要員の確保など、様々な課題に及ぶ。免許を「臨機の措置」で付与しても他の準備が整っていないために放送が遅れたり、放送できなかつたりする可能性もある。放送を被災者の支援に役立つものにするには、情報の収集や編集などの面での工夫も欠かせない。市町村が単独で準備することが難しいところは、地域の団体等の支援を受ける必要もあるだろう。近畿総合通信局としても、そうした支援活動全般を応援していく。
- 近畿総合通信局では、大規模広域の災害、特に南海トラフの巨大地震とその津波の襲来を想定し、多数の臨時災害放送局が同時に開設される事態に対しても迅速、確実に対処できるよう、周波数の割り当てに関するシミュレーションや実地調査を和歌山県内において実施する。被害が甚大であるために申請手続きが行えず開局に至れない事態が生じたり、複数の市町村で共同で免許を申請すれば多数の住民に情報を伝えられるのに準備不足のためそうならなかつたりといったことのないようにしていく。
- 臨時災害放送局の放送が被災地全体にとって有益なものとなるように、さらには、他のメディアとの連携、共助を通じて被災者に役立つ情報伝達が全体として確かなものになっていくように、広域被災地で臨時災害放送局の開設・運営を最適化していくための協議の場として「南海トラフの巨大地震とその津波対策のための災害情報協議会」（以下「協議会」という。）を設立する。
- 協議会の構成員は、臨時災害放送局の放送を災害情報や生活支援情報の提供に利用したい和歌山県内の地方自治体とする。
- 協議会への参加は任意である。
- 協議会の事務局は、近畿総合通信局が務める。
- 非構成員は、ソポーターとアドバイザーの資格で協議会に参加できる。
- ソポーターは、臨時災害放送局の開設と運営を支援する意思と能力を有する組織・団体・個人である。
- アドバイザーは、協議会の組織や活動に関して助言を行う有識者である。

2. 臨時災害放送局の開局パターンを協議会として検討する

- 平成30年7月の西日本豪雨災害でも、同年9月の北海道胆振東部地震でも、臨時災害放送局に周波数を割り当てて放送免許を付与しており、臨時災害放送局の放送は、大規模災害の被災地ではよく活用されるようになっている。しかし、多数の臨時災害放送局が同時に開局するとなると複雑な利用周波数の調整が必要になるので、これまでの経験が活かされるとは限らない。
- 協議会では、臨時災害放送局を開設したい市町村同士が互いに情報を交換し、共助し、連携して、送信機器等の放送機材のハード、放送業務の要員やスキルなどのソフト、周波数の割り当て等における諸課題を解消していく。結果、臨時災害放送局の開局パターンは、こうした諸課題の解決を図る中で自然と決まっていく。
- 中でも、周波数の割り当てには専門的な検討が必要で、同時多数の開設のためのシミュレーションも複雑になるので、免許の申請を待って始めたのでは遅い。免許をただちに付与するためには、様々な状況を予想して平時から調査、検討しておくことが必要だ。
- 地震の規模や発生の時刻、気候や天候等の要因でも被害の状況は変わるので、臨時災害放送局の開局にも様々な変化があるかも知れない。このため、開設の意思のある市町村を中心に開局のパターンを用意し、その開局を前提とした開設準備や放送の活用における共助や連携のあり方を協議会において検討する。

3. 周波数割り当てのシミュレーションを実施する

- 臨時災害放送局に免許を付与するに当たっては、他の無線局との混信が起きないように周波数調整が必要になる。専門的な知見や経験がある近畿総合通信局は、市町村の開局に対し助言する立場にある。
- 近畿総合通信局が行う助言は、協議会で示される開設パターンで周波数の割り当てが可能か否かである。近畿総合通信局としてパターンについて調査、検討を行って、不可能な場合には見直しについても助言する。

シミュレーションにあっては和歌山県沿岸部以外の地域も調査の対象になるので、パターンが複数あれば、かなりの検討作業が必要になるだろう。いずれにしても、結果として開局希望のすべてに対して周波数の割り当てが可能であれば、それを協議会開設案として様々な準備をその案を基に進めればよい。

- しかし、すべてを開局するだけの余裕が周波数がない場合には、被災地全体にとっても最も効率的で効果的で公平な開設が実現するように、協議会として調整を進めるようにする。こうした調整の結果として策定されたものが協議会開設案となる。
- 近畿総合通信局においては、協議会開設案の枠内で申請されてくる免許申請であれば、周波数を割り当てられることがはっきりしているので、申請があればただちに「臨機の措置」によって放送免許を付与できる。協議会にあっては、この協議会開設案を、状況の変化を反映して最新化し、災害発生に常に備えるようにする。

- もちろん、周波数の割り当て以外にも臨時災害放送局の開設には課題がいろいろとある。周波数の割り当時のシミュレーションは、こうした諸課題を総合的に検討し勘案する作業と併行して行われるべきで、他の理由で開設できないのに周波数を無駄に割り当てる事や、「臨機の措置」なのに他の準備が遅れて開局は数日後といったことが生じないよう、協議会内において可能な限り連携、調整を図るようにする。
- 放送を免許するに当たって妥当で合理的な判断を行うためには、近畿総合通信局は、様々な情報を入手し、活用しなければならない。送信機器等の調達状況、代替的伝達手段の有無、開局した場合の運営体制のほか、地理的な特性、周辺市町村との共助などの様々なデータが常に更新されていることが臨時災害放送局の免許を速やかに付与できる根拠となり、「臨機の措置」であっても効率的、効果的、公平に周波数を割り当てる事ができる。協議会の活動によって臨時災害放送局の開設準備が常に整い、災害情報提供の手段の確保につながれば、被災者支援に放送が一段と役立つ状況を作ることができるので、近畿総合通信局としても主体的に協議会の活動に参加していく。

4. フィールドで調査と実験を行う

- 既存のFMラジオの放送局や、同時期に開局される他の臨時災害放送局、さらには他の周波数帯域の電波利用との電波障害を生じなくするには、臨時災害放送局を開局する場所やその出力を変数としてシミュレーションを繰り返し実施する必要がある。
- これまで運用してきた臨時災害放送局の中には100W級の高出力での局もあるが、和歌山県沿岸部の場合、住宅の多くは海岸線に沿って所在しており、出力は小さくてもそうした家々には届きそうだ。一方、近隣の市町村と共同して放送局を開局しようにも、海岸線が複雑で出力を増強しても届きそうにないところも多い。実際のところ、海岸線が向き合う複雑な地形があるので、開設の意思のある市町村が開局予定場所に送信機器を設置したときにどのように放送波が到達するのか、様々なシミュレーションを積み重ねつつフィールドで実地に電波を発射してみて調査する必要もありそうだ。

5. 放送機材の調達を促す

- これまでの臨時災害放送局は、ほぼそのすべてが大規模被害の発生後に開設してきた。しかし、臨時災害放送局は、被害が起きる前にも開局できる制度である。臨時災害放送局は、放送法施行規則第7条第2項第2号に「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」を目的とする放送を行うとする。

近畿総合通信局では、被害の発生が強く懸念される状況下であれば、「災害が発生した場合に役立つ」ので免許を付与する方針である。

* 放送法関係審査基準では、臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲のものであること」とも規定されている。

近畿総合通信局では、避難所での救援や支援の活動を円滑、確実に実施できるよう、高齢者や障がい者の避難を早い段階から促す放送であれば、「必要な範囲」であるとして臨時災害放送局の開局を認める方針である。

- 特に、近年は台風や豪雨がもたらす大規模災害が全国各地で相次いでいる。災害の発生が予報されるときには早くから住民に注意を呼びかけること、災害の基本情報や市町村等からの情報を継続して伝えること、高齢者や障がい者に対して早い段階から避難行動を促すことは、いずれの地方自治体にとっても喫緊の課題であるはずだ。音声のラジオ放送であれば、高齢者等に優しく呼びかけることができ、風雨が激しくなる前、暗くなる前の避難等の呼びかけに臨時災害放送局の放送を活用することは合理的だ。
- 和歌山県沿岸部でも、台風がしばしば襲来し、風雨や高潮による被害が繰り返されてきている。もし早い段階から避難等を呼びかけるために放送機材を調達したとすれば、その機材は巨大地震や津波への備えになる。万一への備えという曖昧なものではなくて、100年に一度だけの利用というのではなくて、毎年のように活用することがある常備品であれば、送信機器を自ら調達する動機が高まり、突発する災害への対策にもなると期待できる。
- 加えて、100年に一度だけの利用というのでは、日常の訓練もままならない。非常時において間違なく送信機器を駆動し放送を開始するにはそれなりの慣れが必要で、非常時に操作するかも知れない人たちが習熟しておくことが大事だ。毎年のように活用することによって、100年に一度の大災害に備えるOJTができる。
- 協議会としては、市町村におけるこうした取り組みを支援していく。

6. 臨時災害放送局の開設についての市町村間の調整、共助を促す

- 地震も津波も突発する自然災害であり、地震の規模、発生の時刻、地形等の諸条件の違いを織り込んで被災の様子を予測し発生に備えることは簡単ではない。それでも、起る事態はある程度想定することができるるので、その想定を基に災害情報提供のあり方についてよく話し合い、なし得る対策は先送りせずに講じていくことが大事だ。
- 協議会では、臨時災害放送局の開設案作りを免許を申請する側で協力して進めることになるが、その中で、臨時災害放送局を共同開局する可能性についても検討する。住民の通勤圏、生活圏、地理的条件を考えれば、複数の市町村が共同して臨時災害放送局の免許を申請する方が合理的な場合があるはずだ。共同することで放送波の増力が認められれば、行政区域内の住民にさらによく放送波が届くようになる長所もある。
- また、共同申請でなくとも、体力がない市町村が他の市町村の開設に相乗りさせてもらうといったこともあり得るだろう。
- こうした協力の可能性について、協議会において話し合っていく。

7. インターネットでの同時配信を支援する

- 臨時災害放送局の放送はFMラジオ端末で聞くことができる。しかし、習慣としてラジオ放送を聞く人の数は減っているので、ラジオ放送をスマートフォン等で聞く人たちに対する対策も講じるようにすべきだ。一人でも多くの人に災害情報や生活支援情報を伝えようというのが臨時災害放送局を開設する理由なので、臨時

災害放送局の放送についてもインターネットで同時配信することは、いまや欠かせない時代だ。

- もともと臨時災害放送局の放送は、県域のラジオ放送に比べて電波の出力が弱く、被災地全体をカバーできなかったり、隣町には届かなかったりする。しかし、回線の切断、アクセスの集中、電池切れといった弱点のあるインターネット利用と臨時災害放送局の放送が互いの弱点を補い合えば、もっと広域に、もっと多数の人に情報を届けられるはずだ。
- また、インターネット経由での配信であれば、放送波の到達範囲の外にも放送番組は届き、全国にいる同郷の人たちにも情報を届けられる。例えば、被災地の安否情報等を外の家族や親類縁者や知人にも伝えることができれば、災害が大規模であるほどにその利用価値は大きいだろう。
- 全国のおおむね放送局が参加する JCBA が提供する同時配信のプラットフォームの他にも、例えば、被災地支援の一環として臨時災害放送局に同時配信サービスを提供する事業者も存在しているので、協議会としてインターネットでの同時配信の実現を支援していく。

8. 外国人への災害情報等の提供を支援する

- 外国人住民は、留学生や実習生や労働者として日本に暮らしており、日本に暮らす理由は違っても、災害が発生したときに情報から孤立したりパニックに陥ったりしやすい。その避難や誘導等には、日本人以上の困難が伴う。
- 外国人の避難や誘導は、住民である限り地方自治体が行わなければならないが、“言葉の壁”があるためにその情報の伝達もままならない地方自治体は少なくない。具体的な対策を見出せていない地方自治体が大半だ。
- また、住民ではなく旅行者の外国人の避難や誘導にも、多くの未解決課題が存在する。インバウンドを経済活力にしている近畿にあっては対策が特に求められている。京都や奈良はもとより和歌山県内にも世界遺産があるので、南海トラフの大地震とその津波の襲来への対策の一環として、インバウンド旅行者が多く訪れている市町村を支援して、災害情報提供の仕組みを整備していく。
- 旅行者的人たちに伝えなければならない情報は、住民の人たちのそれとは違っている。旅行者については、そもそも誰に責任があるのかも曖昧だ。「何を」伝えなければならないかをまず整理し、そうした情報を提供できる情報システムを構築して、「誰か」に入力してもらうように情報提供の仕組みを作っていくところから開始する。